



関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年8月3日

令和7年1月10日及び令和7年4月1日にお知らせした以下の関東ブロック※の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、支払基金本部に設置した「審査情報提供歯科検討委員会」において検討され、「審査情報提供事例(歯科)」として公表されましたので、お知らせします。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、知覚過敏処置を実施し、後日、同一歯に対して、非金属歯冠修復「1 レジン イン レー」又は「CAD/CAM インレー」を装着する場合のう蝕歯インレー修復形成の算定を認める。	临床上、知覚過敏処置を実施し、後日、症状や歯の状態の変化等により、やむを得ずレジンインレー又はCAD/CAMインレーを装着する必要があつてう蝕歯インレー修復形成を行う場合がある。	適用診療月 令和7年4月診療分 令和7年9月29日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表
2	原則として、う蝕歯即時充填形成を行った月の翌月以降における同一歯に対する初期う蝕早期充填処置の算定を認める。	临床上、う蝕歯即時充填形成を行った後、歯の状態の変化等によって、同一歯の他歯面に生じた初期う蝕早期充填処置を行う場合がある。	適用診療月 令和7年4月診療分 令和7年9月29日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表
3	原則として、知覚過敏処置を実施し、後日、同一歯に対して、金属歯冠修復インレーを装着する場合のう蝕歯インレー修復形成の算定を認める。	临床上、知覚過敏処置を実施し、後日、症状や歯の状態の変化等により、やむを得ずメタルインレーを装着する必要があつてう蝕歯インレー修復形成を行う場合がある。	適用診療月 令和7年7月診療分 令和8年3月23日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

- ・ 歯科審査室歯科審査第1課 齋藤(TEL:03-6778-4101)